

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成29年下呂市条例第22号）第16条第1項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称 (担当部署)	放棄事由	人数 (人)	件数 (件)	金額(円)	放棄年月日
市営住宅使用料 (まちづくり推進課)	第1号	3	105	2,716,800	令和6年3月25日
	第7号	2	34	933,500	
	計	5	139	3,650,300	
水道料金(水道課)	第1号	3	9	456,048	令和6年3月25日
	第3号	1	3	10,579	
	第4号	1	2	78,858	
	第6号	4	11	12,987	
	第7号	1	7	13,044	
	計	10	32	571,516	
医療費個人負担金 (金山病院)	第6号	1	1	12,960	令和6年3月25日
合計		16	172	4,234,776	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

令和6年9月2日提出

下呂市長 山内 登

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第16条第1項

- 第1号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第3号 相続人不存在又は相続放棄
- 第4号 破産免責等
- 第5号 強制執行後の無資力
- 第6号 徴収停止後の期間経過
- 第7号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第8号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない